

平成19年3月28日

記者発表資料

平成19年度 九州地方整備局管内の公共工事設計労務単価について

この度、九州地方整備局管内の平成19年度公共工事設計労務単価（基準額）を別紙のとおり定めたので発表します。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるもので、県別に51職種の単価が設定されています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 企画部

電話 代表 (092) 471-6331

直通 (092) 476-3546

技術管理課長 後田 徹

平成19年度公共工事設計労務単価（九州地域）について

農林水産省及び国土交通省が、平成18年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成19年度当初からの公共工事の工事費の積算に用いるための平成19年度公共工事設計労務単価(基準額)を決定した。

1. 平成19年度公共工事設計労務単価（基準額）の概要

(1) 概要

平成19年度単価は、平均で16,361円※となった。

九州地域の労務単価について職種別、県別の概要を表-1～2に示す。また、九州地域労務単価一覧を別紙に添付する。

※51 職種の内、交通誘導員及び建築ブロック工を除く平均。

表-1 九州地域における主な職種別労務単価の概要

職名	労務単価(円)		前年比 (%)
	平成18年度	平成19年度	
特殊作業員	16,443	16,143	-1.8%
普通作業員	12,229	12,129	-0.8%
軽作業員	9,257	9,186	-0.8%
とび工	15,214	15,000	-1.4%
電工	13,829	14,071	1.8%
鉄筋工	15,371	15,157	-1.4%
鉄骨工	12,657	12,943	2.3%
溶接工	14,414	14,714	2.1%
運転手(特殊)	17,086	16,743	-2.0%
運転手(一般)	15,029	14,743	-1.9%
橋りょう塗装工	16,886	17,100	1.3%
型わく工	15,943	15,700	-1.5%
大工	15,986	15,686	-1.9%
左官	14,429	14,186	-1.7%
防水工	14,186	14,443	1.8%
サッシ工	14,500	14,800	2.1%
交通誘導員	7,471	—	—
交通誘導員A	—	7,714	—
交通誘導員B	—	7,271	—

※各職種の値は各県単純平均値。

表－2 九州地域における県別労務単価の概要

県名	労務単価(円)		前年比 (%)
	平成18年度	平成19年度	
福岡県	16,306	16,221	-0.5%
佐賀県	16,527	16,396	-0.8%
長崎県	16,302	16,152	-0.9%
熊本県	16,425	16,329	-0.6%
大分県	16,408	16,296	-0.7%
宮崎県	16,517	16,365	-0.9%
鹿児島県	16,908	16,767	-0.8%
九州平均	16,485	16,361	-0.8%

※¹九州平均の値は交通誘導員及び建築ブロック工を除く平均。

(2) 単価設定に当たっての改正点

< 職種の改正 >

従来の「交通誘導員」を廃止し、「交通誘導員A」、「交通誘導員B」を新設した。

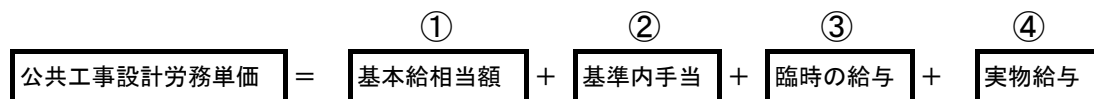
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の1～4で構成される(図－1)。

- 1 基本給相当額
- 2 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- 3 臨時の給与(賞与等)
- 4 実物給与(食事の支給等)

図－1 単価の構成



所定労働時間内8時間当たり

所定労働日数1日当たり

(2) 単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業内容または作業条件を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費及び一般管理費等の諸経費

(例えば、交通誘導員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は、含まれていない。)

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと
- ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり(2)に示すものは含まれないこと

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

①調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成18年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、1,488件。(全国の約12%)

②調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す。)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、九州域全職種で14,298人。(全国の約12%)

④設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たり、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、設計労務単価を決定。

⑤その他

平成18年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)を各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)で閲覧することが可能。

平成19年度公共工事設計労務単価(基準額)

- 1 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものではない。
- 2 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていない。
- 3 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 4 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

単位:円

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工
40 福岡県	15,800	12,400	9,500	14,300	15,500	15,700	18,100	19,000	14,200	14,900	13,200
41 佐賀県	15,000	12,600	9,200	14,200	15,500	15,000	18,300	19,500	14,100	15,200	13,100
42 長崎県	15,100	11,100	7,800	14,200	14,800	14,500	18,300	19,500	14,000	14,900	13,000
43 熊本県	16,200	12,100	9,700	14,400	16,300	14,700	18,500	18,800	14,100	15,500	12,900
44 大分県	15,100	11,300	8,700	14,300	15,400	14,800	18,200	19,300	14,000	15,000	13,000
45 宮崎県	17,200	11,800	9,000	14,100	15,500	14,100	18,600	19,500	14,000	14,900	12,700
46 鹿児島県	18,600	13,600	10,400	14,200	17,300	16,200	18,600	19,500	14,100	15,700	12,700

都道府県名	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員	トンネル世話役	橋りょう特殊工
40 福岡県	13,300	14,800	14,800	12,400	20,700	28,700	17,100	20,000	16,500	23,200	19,000
41 佐賀県	13,300	14,700	17,900	14,800	20,700	28,700	17,100	20,900	16,500	23,200	19,000
42 長崎県	13,400	14,700	15,000	13,500	20,700	28,700	17,100	21,400	16,500	23,200	19,000
43 熊本県	13,400	14,700	15,700	14,400	20,700	28,700	17,100	21,500	16,500	23,200	19,000
44 大分県	13,500	14,700	17,200	16,100	20,700	28,700	17,100	21,000	16,500	23,200	19,000
45 宮崎県	13,300	14,700	17,300	15,000	20,700	28,700	17,100	21,900	16,500	23,200	19,000
46 鹿児島県	13,300	14,700	19,300	17,000	20,700	28,700	17,100	21,700	16,500	23,200	19,000

都道府県名	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わく工
40 福岡県	18,000	23,200	17,500	21,000	15,900	27,100	16,300	17,200	17,000	15,800	14,400
41 佐賀県	17,500	23,500	17,400	21,000	15,900	27,100	16,300	17,200	17,000	15,800	17,100
42 長崎県	16,600	23,400	17,300	21,000	15,900	27,100	16,300	17,200	17,000	15,900	15,400
43 熊本県	17,500	22,600	17,300	21,000	15,900	27,100	16,300	17,200	17,000	15,900	14,800
44 大分県	17,100	22,700	18,500	21,000	15,900	27,100	16,400	17,200	17,000	15,900	14,400
45 宮崎県	16,400	23,200	19,000	21,000	15,900	27,100	16,300	17,200	17,000	15,900	16,100
46 鹿児島県	16,600	23,400	20,600	21,000	15,900	27,100	16,200	17,200	17,000	15,900	17,700

都道府県名	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工
40 福岡県	15,700	13,900	13,400	13,500	14,500	14,200	16,400	14,800	13,500	15,500	14,300
41 佐賀県	15,500	14,300	13,200	13,600	14,500	14,200	16,600	14,800	13,500	15,400	14,300
42 長崎県	15,500	14,100	13,100	13,600	14,400	14,200	16,200	14,800	13,400	15,400	14,200
43 熊本県	16,200	14,100	13,500	13,600	14,400	14,200	16,600	14,800	13,500	15,400	14,200
44 大分県	15,600	13,700	13,500	13,600	14,300	14,200	16,600	14,800	13,500	15,400	14,200
45 宮崎県	15,100	14,000	13,300	13,600	14,600	14,200	16,600	14,800	13,500	15,300	14,200
46 鹿児島県	16,200	15,200	13,400	13,700	14,400	14,200	16,600	14,800	13,500	15,400	14,100

都道府県名	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導員A	交通誘導員B
40 福岡県	11,800	13,200	12,600	18,100	14,800	7,700	7,300
41 佐賀県	11,700	13,200	12,600	18,100	15,300	7,700	7,200
42 長崎県	11,800	13,200	12,600	18,100	15,300	7,600	7,100
43 熊本県	11,800	13,200	12,300	18,100	15,300	7,800	7,300
44 大分県	11,800	13,500	12,200	18,100	15,300	7,300	7,100
45 宮崎県	11,800	13,100	12,200	18,100	15,300	7,500	7,000
46 鹿児島県	11,800	13,200	12,300	18,100	15,300	8,400	7,900

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く。）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
11 鉄 骨 工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方相番作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）</p>
12 塗 装 工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く。）</p>
13 溶 接 工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3 t以上のブルトーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1 t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5 t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3 t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3 t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1 t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
22 橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. PC橋の製作のうち、グラウト、シーズおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	<p>橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行うもの</p>
24 橋りょう世話役	<p>橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）</p>
25 土木一般世話役	<p>土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの （17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く。）</p>
26 高級船員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。</p> <p>船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。）</p> <p>以下の水面は、海面に含める。（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、高級船員以外のもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用い かつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>〔潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。〕</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう。</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、マクラギ、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立、取付け、解体等（坑内作業を除く。）</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プ ラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き 付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外 における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に 関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う もの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲 げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のは つり取り（はつり仕上げを除く。）</p> <p>b. 床または壁の穴あけ</p>
38 防 水 工	<p>防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シ ート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、 屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的 業務を行うもの</p>
39 板 金 工	<p>板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、 屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金 属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの （46ダクト工に該当するものを除く。）</p>
40 タ イ ル 工	<p>タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床 等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的 業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く。）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、せっこうボードその他ボード等の内装材料を床、壁または天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く。）
47 保 温 工	建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
48 建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く。）
49 設 備 機 械 工	冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交 通 誘 導 員 A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交 通 誘 導 員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの